## 資料3-1

## 令和4年度の全国と鹿児島支部の収支状況(暫定版)

(※数値は、国から提供のあった暫定値に基づいて算出したものであり、今後の国の決算の状況で変わりうる。)

(百万円)

収入					支出										収支差									
保険料収入		その他収入			医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)											会和2年度のインセンティブ				全国亚拉尔	<b>地域美</b> 分			
											現金給付費	前期高齢	業務経費	一般管理	リテの他支	→ 令和2年度					上四十岁为 地域。	地域左刀		
	一般分		債権回収	債権回収	計			曹		例分(B)	 年齢調整額所得調整額	等 (国庫補助等を 除く)	(国庫補助を	(国庫補助を除く)	<b>費</b> (国庫負担を 除く)	出	の 収支差の精 算		加算額	減算額	計			
			以外				(A)-(B)		の 協会手当分	波及増分 (B2)			除く)		13. 0									
									(2.7)	<b>×</b>														
10,042,109	10,040,733	17,876	5,707	12,168	10,059,985	5,464,385	5,464,385	5,466,858	558	<b>1</b> ,915	-   -	520,795	3,379,490	148,051	77,123	38,198	-	-	6,794	<b>▲</b> 6,794	9,628,043	431,942	431,942	_
139,760	139,742	214	75	139	139,974	75,537	88,675	88,675			▲1,138 ▲12,000	6,804	44,154	1,934	1,008	499	2,587	90	90	0	132,613	7,361	5,643	1,717
	10,042,109	一般分	保険料収入 その他収 一般分 10,042,109 10,040,733 17,876	保険料収入 その他収入 債権回収以外 10,042,109 10,040,733 17,876 5,707	保険料収入 その他収入 債権回収 債権回収 10,042,109 10,040,733 17,876 5,707 12,168	保険料収入 その他収入 信権回収 信権回収 10,042,109 10,040,733 17,876 5,707 12,168 10,059,985	保険料収入 その他収入 情権回収 情権回収 10,042,109 10,040,733 17,876 5,707 12,168 10,059,985 5,464,385	保険料収入 その他収入	保険料収入 その他収入	保険料収入 その他収入	保険料収入 その他収入	保険料収入 その他収入	保険料収入 その他収入	保険料収入 その他収入	保険料収入   その他収入	保険料収入 その他収入	保険料収入 その他収入 医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	保険料収入 その他収入	保険料収入 その他収入 医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	保険料収入 その他収入 「債権回収」 「人」 「人」 「人」 「人」 「人」 「人」 「人」 「人」 「人」 「人	保険料収入 その他収入 医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	保険料収入 その他収入 医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	保険料収入 その他収入 医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学

- (注)1.「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
  - 2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
  - 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和4年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
  - 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和2年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
  - 5. 「令和2年度の収支差の精算」は、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
  - 6. 「インセンティブ」は、令和2年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
  - 7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

## ※参考【直近5年間の収支状況の推移】

○全国 (百万円)

	収入	支出	収支差	地域差分
H30	9,160,889	8,566,054	594,835	_
R1	9,647,576	9,107,696	539,880	_
R2	9,482,473	8,864,168	618,305	_
R3	9,877,010	9,577,872	299,139	_
R4	10,059,985	9,628,043	431,942	_

-(注)H30~R3の数値は確定値、R4の数値は暫定値。 ○鹿児島

(百万円)

	収入	支出	収支差	地域差分
H30	124,725	117,232	7,494	▲ 519
R1	129,404	123,208	6,196	▲ 928
R2	128,510	122,924	5,586	▲ 2,587
R3	135,036	131,374	3,662	▲ 287
R4	139,974	132,613	7,361	1,717

(注)H30~R3の数値は確定値、R4の数値は暫定値。